



新津商工会議所

No.324-1 2013年6月18日

CCI EXPRESS

TEL:22-0121
FAX:25-2332

URL:http://www.niitsu.or.jp・Email:n-cci@fsinet.or.jp

上期源泉税相談会開催

専従者や従業員に給料を支給している青色事業者のうち、納期特例の適用を受けている方々を対象に、源泉所得税の事務相談会を開催いたします。

日時：7月8日(月)・7月9日(火)
9:00~12:00 / 13:00~16:00

場所：新津商工会議所 3F

相談料：無料

持参するもの：
・給与支払明細書
・一人別源泉徴収簿
(平成25年上期分記入してきて下さい)
・源泉所得税納付書
(平成24年分決算書郵送時に同封の印字されたもの)

主催：新津商工会議所 / 新津中小企業相談所

共催：新津青色申告会



「消費税転嫁対策相談窓口」を開設

消費税の引き上げ法案を含む「社会保障・税一体改革関連法(改革消費税法)」が可決され、これにより消費税率が2014年4月1日に8%、2015年10月1日に10%に引き上げられる予定です。

中小企業の経営者からは、その対策や今後の経営について不安の声が多く上がっています。

当所では「消費税転嫁対策相談窓口」を設置しています。

相談窓口は、二段階にわたる消費税率の引き上げに備え、中小・小規模事業者が消費税率引き上げを円滑・適正に価格に転嫁できるよう支援するため、セミナー・講習会等の開催を予定しています。

「困った...?」ご相談は専門相談員にお任せ下さい!!

当所では、会員事業所の皆様からの専門的知識を要する相談にも応えられるようにするため、各界の専門家(弁護士、税理士、司法書士、社会保険労務士等)に相談業務を委嘱しております。秘密は堅く守られますので安心して相談ができます。相談の方法等については次の通りです。

相談料：無料(ただし、60分程度の初期相談分は新津商工会議所で負担し、それ以上は相談者が負担することになります)

利用方法：電話でお申込下さい(TEL:22-0121)

~ 税制改正のポイント ~

中小・中堅企業の活力強化につながる税制が拡充されます!

*平成25年4月から開始する事業年度が対象

800万円まで交際費が経費に!【1年間】

▶中小企業は、800万円までの交際費が全額損金算入できるようになります。

【現行】600万円まで9割を損金算入

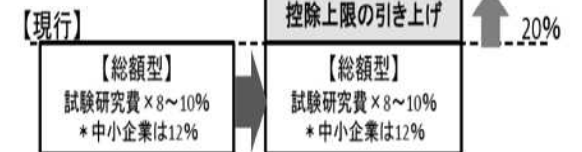
【改正後】800万円まで全額損金算入

*資本金1億円以下の中小企業が対象



研究開発税制の上限が30%に!【2年間】

▶研究開発費の税額控除額の上限が、法人税額の20%から30%に引き上げられます。【改正後】



*中堅企業も利用可能

グリーン投資税制の対象が拡大!【2年間】

▶太陽光・風力発電設備の即時償却が継続されます。コージェネ、LED等が新たに対象に。



給与支払増加額の10%を税額控除!【3年間】

▶給与等の支給額を5%以上、増加させた場合、増加額の10%を税額控除できます。(法人税額の10%、中小企業は20%まで)
*中堅企業も利用可能

雇用促進税制の控除額が倍増に!【1年間】

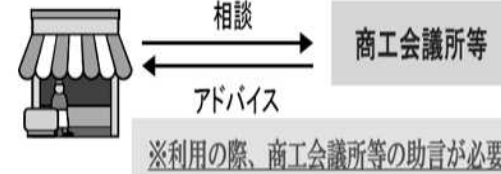
▶増加した雇用者1人あたりの税額控除額が20万円から40万円に増額されます。

※雇用保険一般被保険者が対象。労働基準局等に雇用計画の提出が必要。
*中堅企業も利用可能

商業・サービス業における店舗改修等の設備投資が新たに減税対象に!【2年間】

▶商業・サービス業の中小企業が店舗改修などを行った場合、減税されます。

特別償却(取得価格の30%)または、税額控除(7%)の選択利用



対象事業者 卸売業、小売業、サービス業、 農林水産業	対象設備 器具・備品(1台30万円以上) 建設附属設備(1台60万円以上)
----------------------------------	---

国内への生産設備投資減税が創設!【2年間】

▶新たに国内で取得した機械などの生産設備が減税対象となります。

特別償却(取得価格の30%)または、税額控除(3%)の選択利用

※生産設備等への年間総投資額が減価償却費を超え、かつ、対前年比10%の場合

*中堅企業も利用可能



新津商工会議所

No.324-2 2013年6月18日

CCI EXPRESS

TEL:22-0121
FAX:25-2332

日本政策金融公庫国民生活事業の融資概要

セーフティ貸付	4,800万円	運 転 設 備	5年~ 15年以内	基準利率 1.45%~2.80%
教育一般貸付	1学生あたり 300万円	教 育 資 金	15年以内	2.25%

セーフティ貸付や普通貸付申込書に添付していただく書類は一般的には次のとおりです

【個人営業の方】	【法人営業の方】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 申告決算書 最近2期分（申告されている場合） ・ 見積書（設備資金をお申込の場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 履歴事項全部証明書または登記簿謄本 ・ 最近2期分の確定申告書・決算書 ・ 最近の試算表（決算後6カ月以上経過しているか、または事業を始めたばかりで決算を終えていない方） ・ 見積書（設備資金をお申込の場合）

申込み先

セーフティ貸付や教育一般資金貸付等、日本政策金融公庫国民生活事業の申込は公庫新潟支店(新潟市中央区万代4-4-27 NBF新潟テレコムビル9F TEL:025-246-2011・FAX:025-246-2022)か当所へ

経営改善貸付	1,500万円	運 転 設 備	7年以内 10年以内	1.65%
--------	---------	------------	---------------	-------

融資対象者は、下記の要件を全て満たした方
 原則として6ヶ月以上、商工会議所の経営指導を受けている方
 最近1年以上、新潟市秋葉区(新津地域)内で事業を営んでいる方
 常時使用する従業員が商業・飲食業・サービス業では5人以下、製造業・その他業種では20人以下の法人・個人事業主の方
 所得税、法人税等の税金を完納されている方
 日本政策金融公庫国民生活事業の融資対象業種を営んでいる方

経営改善貸付の申込みやお問い合わせは、新津商工会議所(TEL:22-0121)



4名の経営指導員が地区別に相談に応じています。
 (北部地区：遠山、東部地区：近藤、南部地区：蠅野、西部地区：桐生)
 経営改善貸付の他にも様々な融資制度がありますのでお気軽に相談下さい。

資金繰り円滑化相談会

中小企業者皆様の事業の円滑な資金調達を支援するため、下記により新津商工会議所を会場に定例相談会を開催いたしますのでお知らせいたします。

新潟県信用保証協会定例相談会(毎月第1火曜日10:00~)

7月2日(火)・8月6日(火)

日本政策金融公庫定例相談会(毎月第2火曜日10:00~)

7月9日(火)・8月13日(火)

相談会のご利用については、ご予約をお願いします。(TEL:22-0121)



~ ワンポイント知識 ~

加給年金額と振替加算

加給年金額とは、原則として20年以上の加入期間に基づく老齢厚生年金に加算される、配偶者や子供を対象にした扶養手当にあたるものです。加給年金額は、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始から、まだ定額部分が支給されない場合は、65歳から加算されます。

加給年金額の対象者は、受給権者に生計を維持されている次の方です。

対象者	加給年金額	年齢制限
配偶者(注1)	226,300円	65歳未満
1人目・2人目の子	各 226,300円	18歳到達年度の末日までの間の子 又は、1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子
3人目以降の子	各 75,400円	歳未満の子

(注1)老齢厚生年金を受けている方の生年月日に応じて、配偶者の加給年金額に次の金額が特別加算されます。但し、加給年金対象の配偶者が老齢厚生年金や障害年金を受けられる間は配偶者加給年金額は支給停止されますので注意して下さい。

受給権者の生年月日	特別加算額	加給年金額の合計額
昭和9年4月2日~昭和15年4月1日	33,300円	259,600円
昭和15年4月2日~昭和16年4月1日	66,800円	293,100円
昭和16年4月2日~昭和17年4月1日	100,200円	326,500円
昭和17年4月2日~昭和18年4月1日	133,600円	359,900円
昭和18年4月2日以後	166,900円	393,200円

配偶者加給年金額は、加給対象の配偶者が老齢基礎年金が支給される65歳になると加算されなくなります。このとき昭和41年4月1日以前生まれの加給年金対象配偶者が一定の要件に該当するときは、その配偶者の老齢基礎年金に加算されます。これを振替加算といいます。